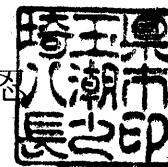


八潮下第505号
令和6年2月6日

八潮市下水道事業審議会
会長 宇田川 幸夫 様

八潮市長 大山 忍



下水道使用料の改定に伴う周知について（諮問）

令和5年第4回八潮市議会定例会におきまして、使用料改定に係る八潮市下水道条例の改正案が可決されたことにより、令和6年7月1日に使用料を改定することとなりました。

下水道使用料の改定にあたりましては、使用料が市民や事業者等に密着した公共料金でありますので、利用者に対し丁寧かつ十分な期間をかけて周知が必要であるものと認識しております。

このことを踏まえ、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）に基づき、貴審議会の調査審議を求めます。